

全都清ニュース

平成17年度第7号

廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進について、関係業界との協議が整い、覚書が交わされましたので参考までにお送りします。

また、アスベスト含有家庭用品の処理について、環境省等関係省庁に対し要望を行ないましたので併せてお知らせいたします。

平成18年2月

社団法人 全国都市清掃会議

平成 18 年 2 月 9 日

廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進に関する合意事項の覚書

エアゾール製品処理対策協議会
中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会
(公印省略)

廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進について、下記のとおり覚書を締結する。

記

1. エアゾール業界等

(1) 基本的事項

- ① 平成 19 年 4 月を目途に、エアゾール缶については中身排出機構の装着や小型化を、カセットコンロについてはヒートパネル化を、医療用エアゾール製品については薬局や医療機関での回収をそれぞれ推進する。(中身排出機構の装着等に関するスケジュールは、別紙 1 のとおり。)
- ② 中身の使い切りや中身排出機構を使用し中身を出し切ってからごみに出す等を消費者に周知する。
- ③ 消費者からの問合せ等に対応する相談窓口の整備や業界相談窓口リストの作成を行うとともに、必要に応じて消費者の申出による引取り等を行う体制を整備する。

(2) 補完的事項

- ① 別に定める譲与基準に基づき、希望する市区町村に簡易処理機を譲与する。
- ② 市区町村等の協力を得て簡易処理機による処理を試行的に行い、改善点等を洗い出したうえで譲与基準に反映させる。
- ③ 簡易処理機の希望の有無等について市区町村等と協力して調査する。
- ④ 中身排出機構の使用実態、火災等の発生状況等の実情を市区町村等と協力して調査(実施前後各 1 回)し、新たな取組の効果を検証する。

2. 市区町村等

(1) 基本的事項

- ① 中身の使い切りや中身排出機構の使用により中身を出し切って排出する等エアゾール缶等の出し方を住民に周知する。
- ② エアゾール缶等の分別の仕方や収集方法を変える場合には、できるだけ早い時期から住民に周知できるよう準備する。

(2) 補完的事項

- ① 簡易処理機の希望の有無等についてエアゾール業界等と協力して調査する。
- ② 中身排出機構の使用実態、火災等の発生状況等の実情をエアゾール業界等と協力して調査（実施前後各1回）し、新たな取組の効果を検証する。

3. 関係者の役割と取組のスケジュール

別紙2のとおり。

4. 継続協議

中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会とエアゾール製品処理対策協議会は、残された課題や本件実施に必要な対策を検討するとともに、本件実施後の状況を踏まえ、必要な見直しを行うため、一定期間引き続き年1回以上協議を行うものとする。（合意している「残された課題への対応」は、別紙3のとおり。）

以上

中身排出機構の装着等に関するスケジュール

平成17年9月28日時点

団体名	スケジュール				中身排出機構等の導入に対する対応予定
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	
芳香消臭脱臭剤協議会	→				【中身排出機構及び小型化による対応】 平成19年4月までに、小型化及び一部製品を除き99%以上。
日本オートケミカル工業会	→		50%	80%	【中身排出機構の導入】 平成19年4月までに、50%以上。
(社)日本塗料工業会	→	90%	→		【中身排出機構の導入】 平成18年4月までに、90%以上。 平成19年4月までに、一部の製品を除き、100%。
生活害虫防除剤協議会	→		77%	91%	【中身排出機構の導入】 平成19年4月までに、77%以上。
日本家庭用殺虫剤工業会	→		77%	91%	【中身排出機構の導入】 平成19年4月までに、77%以上。
日本化粧品工業連合会	→				【中身排出機構及び小型化による対応】 平成19年4月までに、小型化及び一部製品を除き、100%。
日本エアゾールヘアラッカー工業組合	→				【中身排出機構及び小型化による対応】 平成19年4月までに、小型化及び一部製品を除き、90%。
(社)日本ガス石油機器工業会	→		100%ヒートパネル化		【ヒートパネル方式の導入】 平成19年4月までに、カセットコンロの全てに導入。
日本製薬団体連合会	→				【店頭回収システムの構築】 平成19年4月までに、販売又は処方された薬局、医療機関で回収を実施。
		→			店頭等回収システムを構築

関係者の役割と取り組みのスケジュール

関係者	役割	取り組みのスケジュール			
		17年度 4月 10月	4月	18年度 4月 10月	19年度 4月 10月
エアゾール業界等	① 平成19年4月を目的に、中身排出機構の装着や小型化等を推進する。 ② 中身排出機構の使用により中身を出し切って排出する等エアゾール缶等の取り扱い方を消費者に周知する。 ③ 問合せ相談（引取）窓口を整備する。 ④ 希望する市区町村に簡易処理機を譲与する。なお、試行的に簡易処理機の譲与を実施し、譲与基準に反映させる。 ⑤ 簡易処理機を希望するかどうか等の意向を市区町村と協力して調査する。 ⑥ 中身排出機構の使用実態等を市区町村と協力して調査し、その効果を検証する。			(別途スケジュールによる)	
				(協議)	
				(協議)	
				(協議)	
				(協議)	
				(協議)	
地方自治体（市区町村）	① 中身排出機構を使用して中身を使い切った缶を排出する等エアゾール缶の出し方を住民に周知する。 ② エアゾール缶の分別や収集方法を変える場合には相当早い時期から準備をする。 ③ 簡易処理機を希望するかどうか等の意向を業界と協力して調査する。 ④ 中身排出機構の使用実態等を業界と協力して調査し、その効果を検証する。			(協議)	
				(協議)	
				(協議)	
				(協議)	

残された課題への対応

中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会とエアゾール業界は、残された課題については次のように対応することとする。

1. 残留缶の取扱いについては、今回合意された関係者の取り組みを実施した後、エアゾール缶等の排出状況を踏まえて必要な対策を検討していく。
2. 輸入エアゾール缶対策については引き続き協議していく。
3. 消費者（住民）に対するエアゾール缶等の出し方の周知については、平成19年4月の前後を予定しているのので、遅くとも平成18年9月頃までに具体的な実施内容等（費用負担を含む。）の協議を整えておく。
4. エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルを推進していくうえで必要な調査（試行的に譲与する簡易処理機の運用に係る調査、簡易処理機の譲与希望調査及び中身排出機構の使用実態等の効果検証に係る調査）に関しては、平成17年度末までに実施スケジュールの調整、関係者の役割分担等実施に必要な具体的内容を協議していく。

エアゾール製品処理対策協議会構成団体

(順不同)

生活害虫防除剤協議会
日本製薬団体連合会
日本エアゾールヘアーラッカー工業組合
日本エアゾール容器協議会
日本オートケミカル工業会
日本家庭用殺虫剤工業会
日本化粧品工業連合会
社団法人日本塗料工業会
芳香消臭脱臭剤協議会
社団法人日本エアゾール協会
社団法人日本ガス石油機器工業会
社団法人緑の安全推進協会

アスベスト含有家庭用品の処理に関する要望の実施について

要望先	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部長 由田秀人様 廃棄物対策課長 粕谷明博様	経済産業省 製造産業局 参事官 上田隆之様 住宅産業窯業建材課長 荒木由季子様 商務情報政策局 消費経済部製品安全長 清水喬雄様 産業技術環境局 環境指導室長 堀 史郎様	厚生労働省 労働基準局長 青木 豊様
要望日	平成 18 年 1 月 23 日（松本楼にて）	1 月 24 日（経済産業省）	1 月 30 日（厚生労働省）
要望者	中央適困協委員、専務理事、事務局	専務理事、事務局	専務理事、事務局
要望項目	<p>(1) アスベスト含有製品の製造等の全面禁止を早急に行うこと。</p> <p>(2) アスベスト問題の歴史的経緯と緊急性、深刻性に鑑みれば、長期的視点に立った抜本的な対応が必要であり、国、自治体及び企業の責任を明確にして完全処理できる広域的処理体制を構築すること。また、アスベスト含有家庭用品への対応は、単に廃棄物処理に係る視点だけではなく、国民の健康維持や環境への配慮など広い視野に立って行うこと。</p> <p>(3) アスベスト含有家庭用品の使用に伴う健康影響等を明確にし、速やかに公表するなど適切な情報を国民に周知すること。</p> <p>(4) アスベスト含有家庭用品に関する総合的な窓口を開設すること。</p> <p>(5) アスベスト含有家庭用品の処理システムの構築にあたっては、製造者の責任を考慮したシステムとすること。</p> <p>(6) 市区町村が実施することとなるアスベスト対策に対しては、必要な財政支援措置を講ずること。</p> <p>(7) アスベスト含有家庭用品の適正な処理等については、定量的なリスク評価を的確に行い、過度な処理システムとならないようにすること。</p> <p>(8) 処理作業員へのアスベストによる暴露防止を図るため、アスベスト処理時の作業基準や安全基準を策定するとともに、講じるべき措置や対策に係るマニュアル等も策定すること。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
由 田 秀 人 様

アスベスト含有家庭用品の処理に関する要望書

アスベストによる健康被害が社会問題化する中、昨年9月、経済産業省からアスベストを含有する家庭用品の実態把握調査結果が公表され、また、環境省から都道府県を通じて各市区町村にアスベスト含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について通知されたところである。各市区町村においては、この通知を受けて具体的な対応を検討しているところであるが、製品ごとのアスベスト使用箇所や含有量、今後廃棄物として出される予測数量、また、現処理体制で処理する場合の危険性の評価等全く知見のない中で、住民への責任ある対応やアスベスト含有家庭用品を適正且つ現実的に処理することは非常に難しい状況にある。

現在、国においてアスベスト含有家庭用品廃棄物の適正な処理方法や処理システムのあり方について検討していると聞いているが、市区町村の置かれている状況を踏まえ、早急に適正且つ現実的な対応が図られるよう、下記の事項について要望する。

- (1) アスベスト含有製品の製造等の全面禁止を早急に行うこと。
- (2) アスベスト問題の歴史的経緯と緊急性、深刻性に鑑みれば、長期的視点に立った抜本的な対応が必要であり、国、自治体及び企業の責任を明確にして完全処理できる広域的処理体制を構築すること。また、アスベスト含有家庭用品への対応は、単に廃棄物処理に係る視点だけではなく、国民の健康維持や環境への配慮など広い視野に立つて行うこと。
- (3) アスベスト含有家庭用品の使用に伴う健康影響等を明確にし、速やかに公表するなど適切な情報を国民に周知すること。
- (4) アスベスト含有家庭用品に関する総合的な窓口を開設すること。
- (5) アスベスト含有家庭用品の処理システムの構築にあたっては、製造者の責任を考慮したシステムとすること。
- (6) 市区町村が実施することとなるアスベスト対策に対しては、必要な財政支援措置を講ずること。
- (7) アスベスト含有家庭用品の適正な処理等については、定量的なリスク評価を的確に行い、過度な処理システムとならないようにすること。
- (8) 処理作業員へのアスベストによる暴露防止を図るため、アスベスト処理時の作業基準や安全基準を策定するとともに、講じるべき措置や対策に係るマニュアル等も策定すること。

平成18年1月23日

社団法人全国都市清掃会議
会 長 中 田 宏

経済産業省製造産業局

参事官 上田 隆之 様

アスベスト含有家庭用品の処理に関する要望書

アスベストによる健康被害が社会問題化する中、昨年9月、経済産業省からアスベストを含有する家庭用品の実態把握調査結果が公表され、また、環境省から都道府県を通じて各市区町村にアスベスト含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について通知されたところである。各市区町村においては、この通知を受けて具体的な対応を検討しているところであるが、製品ごとのアスベスト使用箇所や含有量、今後廃棄物として出される予測数量、また、現処理体制で処理する場合の危険性の評価等全く知見のない中で、住民への責任ある対応やアスベスト含有家庭用品を適正且つ現実的に処理することは非常に難しい状況にある。

現在、国においてアスベスト含有家庭用品廃棄物の適正な処理方法や処理システムのあり方について検討していると聞いているが、市区町村の置かれている状況を踏まえ、早急に適正且つ現実的な対応が図られるよう、下記の事項について要望する。

- (1) アスベスト含有製品の製造等の全面禁止を早急に行うこと。
- (2) アスベスト問題の歴史的経緯と緊急性、深刻性に鑑みれば、長期的視点に立った抜本的な対応が必要であり、国、自治体及び企業の責任を明確にして完全処理できる広域的処理体制を構築すること。また、アスベスト含有家庭用品への対応は、単に廃棄物処理に係る視点だけではなく、国民の健康維持や環境への配慮など広い視野に立って行うこと。
- (3) アスベスト含有家庭用品に関する総合的な窓口を開設すること。
- (4) アスベスト含有家庭用品の処理システムの構築にあたっては、製造者の責任を考慮したシステムとすること。

平成18年1月24日

社団法人全国都市清掃会議
会長 中田 宏

厚生労働省労働基準局長

青木 豊 様

アスベスト含有家庭用品の処理に関する要望書

アスベストによる健康被害が社会問題化する中、昨年9月、経済産業省からアスベストを含有する家庭用品の実態把握調査結果が公表され、また、環境省から都道府県を通じて各市区町村にアスベスト含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について通知されたところである。各市区町村においては、この通知を受けて具体的な対応を検討しているところであるが、製品ごとのアスベスト使用箇所や含有量、今後廃棄物として出される予測数量、また、現処理体制で処理する場合の危険性の評価等全く知見のない中で、住民への責任ある対応やアスベスト含有家庭用品を適正且つ現実的に処理することは非常に難しい状況にある。

現在、国においてアスベスト含有家庭用品廃棄物の適正な処理方法や処理システムのあり方について検討していると聞いているが、市区町村の置かれている状況を踏まえ、早急に適正且つ現実的な対応が図られるよう、下記の事項について要望する。

- (1) アスベスト含有製品の製造等の全面禁止を早急に行うこと。
- (2) アスベスト問題の歴史的経緯と緊急性、深刻性に鑑みれば、長期的視点に立った抜本的な対応が必要であり、国、自治体及び企業の責任を明確にして完全処理できる広域的処理体制を構築すること。また、アスベスト含有家庭用品への対応は、単に廃棄物処理に係る視点だけではなく、国民の健康維持や環境への配慮など広い視野に立って行うこと。
- (3) 処理作業員へのアスベストによる暴露防止を図るため、アスベスト処理時の作業基準や安全基準を策定するとともに、講じるべき措置や対策に係るマニュアル等も策定すること。

平成18年1月30日

社団法人全国都市清掃会議
会長 中田 宏